神栖市教育委員会

この Q&A は、令和 6 年7月現在の状況で作成しています。今後、国及び県の動向や本市事業の 進捗状況により、更新される部分が生じる可能性があることをご承知おきください。

【用語について】

部活動 : 学校教育活動として学校の管理下で行う活動のこと。

かみす地域クラブ : 休日に部活動を実施しないことに伴い、生徒の活動の場として市が準備し

ている地域クラブのこと。「直営型クラブ」「自主運営型クラブ」の2つの地

域クラブからなる。

事務局 : 神栖市教育委員会(事業委託先を含む)。

直営型クラブ : 事務局が直接運営する地域クラブのこと。軟式野球、サッカー、ソフトテ

> ニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、柔道、剣道、吹奏楽の9種 目の団体があり、それぞれの種目で、神栖地区と波崎地区に団体を設置する。 事務局が、指導者の派遣、会費の徴収、指導者への謝金の支払い等を行う。

自主運営型クラブ : 事務局から認証された、既存または新規に立ち上げた地域クラブのこと。

種目に限定はない。

【組織概略】

かみす地域クラブ



事務局		
直営型クラブ		自主運営型クラブ
団体(9種目)		団体
• 軟式野球	• 卓球	・事務局から認証が必要
・ソフトテニス	• 柔道	・種目の限定はない
・サッカー	• 剣道	
・バレーボール	• 吹奏楽	
• バスケットボール		

「主にかみす地域クラブの運営に関すること】

Q1. かみす地域クラブとはどのような活動のことですか。

神栖市では令和6年9月から、休日の部活動(全ての運動部活動と吹奏楽部)が休止となり Α. ます。それに伴い生徒が活動する場として、「直営型クラブ」「自主運営型クラブ」の2つのパ ターンの地域クラブを市が準備したものです。

直営型のクラブでは、勝利至上主義に陥らず、神栖市の子どもたちが将来にわたり、継続し てスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目的としています。

※ 休日の活動は、すべての生徒が自身で自由選択するものとなり、生徒は、①「直営型クラブ・自主運型クラブのどちらかの地域クラブで活動する。」、②「直営型クラブ・自主運型クラブ以外の地域クラブ等で活動する。」③「休日は活動しない。」ことが想定されます。

Q2. 自主運営型クラブは、どのような団体でも認証されますか。

A. 神栖市のホームページから、団体登録していただきます。その後、かみす地域クラブ団体認証 基準(神栖市ホームページ参照)に照らし合わせ、その基準を満たし事務局から認証されれば、 自主運営型の団体として活動することができます。登録団体が希望する場合、休日の学校施設利 用が可能となります。

Q3. かみす地域クラブの活動場所はどこですか。

A. 直営型クラブは主に学校の施設を借用して実施します。詳しくは、毎月出される活動計画で確認してください。何らかの理由で、公共の施設を使用する場合、使用料を保護者の皆様にご負担いただくこともあります。自主運営型クラブは、団体の代表者の方に確認してください。

Q4. 練習場所までの移動はどのようになりますか。

A. 活動の拠点校となる会場への移動は、自転車や保護者による送迎を想定しています。送迎の負担が増えることは心苦しいところではありますが、合同練習会やモデル地域クラブにおける実証において多くの生徒たちが参加することができていることから、ご協力をお願いいたします。

Q5. 活動日数や活動時間はどれくらいですか。

A. 活動日数や活動時間は茨城県地域クラブ活動ガイドライン(令和5年2月 茨城県教育委員会)に準じて行います。直営型クラブも自主運営型クラブも、土日のいずれか1日、3時間以内が原則となります。大会等に参加して時間を超過した場合には、次週を休養日にするなど調整して、活動が過多にならないようにしていきます。

Q6. 天候等により練習ができない場合は、その週の練習が中止になりますか。

A. 指導者の都合がつけば、練習の振替を行います。ただし、かみす地域クラブの練習は茨城県地域クラブ活動ガイドライン(令和5年2月 茨城県教育委員会)に則って行いますので、同じ週の土日に2日続けて練習を行うことはできません。

Q7. かみす地域クラブでの参加費はかかりますか。

A. かかります。直営型クラブでは、一月 2,000 円として複数月分をまとめて徴収させていただき、事務局の運営費や指導者への報酬等に使うことを想定しています。ただし、令和6年度につきましては、9月から10月の活動を試行期間として参加費は徴収せず、11月の活動から参加費を徴収することになります。自主運営型クラブは団体によって違いがあるので、団体の代表者

の方に確認してください。なお、神栖市では補助金等の活用も含め、なるべく参加者の負担とならないような体制作りに努めて参ります。

Q8. 毎月の参加費はどのように集めますか。

A. 直営型クラブでは、オンライン決済で徴収することを想定しています。自主運営型クラブは、 団体によって徴収の仕方に違いがあるので、団体の代表者の方に確認してください。

Q9. けがをした場合、保険はどうなっていますか。

A. 直営型クラブは事務局で一括して保険に加入します。自主運営型クラブも同様に、参加する生徒は必ず保険に加入することになっています。

Q10. かみす地域クラブで加入する保険は行き帰りの途中での事故は対象になりますか。

A. 直営型クラブで加入する保険は対象になります。自主運営型クラブで加入する保険は各団体で 違いがありますので、行き帰りの事故も保険の対象となるかを団体の代表者の方に確認してくだ さい。

Q11. かみす地域クラブ活動中にけがをした場合の対応はどうなりますか。

A. かみす地域クラブ活動中にけがをした場合は、各団体で対応します。必要があれば、保護者様に連絡をし、迎えに来ていただくこともあります。直営型クラブも自主運営型クラブも保険に加入していますので、病院を受診した場合は、保険での対応になります。

Q12. 地域クラブ活動中に生徒がけんかをした場合の対応はどうなりますか。

A. けんかをすることが無いように指導していきたいと思います。もしトラブルがあった場合は、各指導者が双方の言い分をよく聞いて各団体で対応します。事務局や学校とも共有します。

Q13. 病気等で練習を欠席する場合はどうすればいいですか。

A. 直営型クラブでは、参加者全員に共通のアプリに登録していただき、そのアプリを使って連絡していただくことを想定しています。自主運営型クラブでは、団体によって連絡方法が違いますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q14. 部活動にはない種目はありますか。

A. あります。直営型クラブは、学校の部活動にある種目の活動を行いますが、自主運営型クラブは、部活動にはない多種多様な種目についても認証していきます。

Q15. 参加人数が増えて、かみす地域クラブへの登録ができないということはありますか。

A. 直営型クラブでは、登録ができないということはありません。自主運営型クラブでは、団体の 方針に沿って練習が行われますので、各団体にご確認ください。

Q16. かみす地域クラブへの参加者が少なかった場合はどうなりますか。

A. そのまま少人数での活動を行うか、他のクラブと統合するか等、活動方法について参加希望者 や指導者等と協議をして決定していきます。

Q17. かみす地域クラブに保護者会や当番活動はありますか。

A. 直営型クラブでは、当番活動はありません。気軽に練習を見学にいらしてください。保護者会は、定例では開催しませんが、選手の情報共有や指導についての確認等のために必要となった場合は開催することがあります。自主運営型クラブは、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q18. かみす地域クラブで使う用具はどうするのですか。

A. 直営型クラブでは、学校と相談しながら備品や消耗品を共用することを想定しています。ただし、将来的には直営型クラブで購入することになります。自主運営型クラブについては、団体の代表者の方に確認してください。

Q19. 平日の活動はどうなりますか。

A. 直営型クラブは、平日の活動はありません。自主運営型クラブは、団体の練習予定に従ってください。また、平日は学校部活動が行われていますので、各校における活動にご参加ください。

【主に大会参加に関すること】

Q20. 練習試合を行うことはありますか。

A. あります。直営型クラブ、自主運営型クラブとも、原則各団体で行うことが可能です。対戦相 手は、かみす地域クラブ同士(地区別)や他市の部活動、他市の地域クラブ等が想定されます。

Q21. 中体連等主催の総体・新人戦への参加はどうなりますか。

A. 地域クラブが総体や新人戦に参加するには、かみす地域クラブへの登録とは別に、中体連の参加規程条件を満たしたうえで、4月中に中体連へのクラブ及び選手登録を行う必要があります。 直営型のクラブは、令和6年度の中体連への登録をしておりませんので、新人戦には学校からの み出場することが可能となっております。自主運営型クラブは、団体によって方針に違いがあるので、団体として総体や新人戦に出場する意思があるかどうかを団体の代表者の方に確認してください。令和7年度以降は、指導者やかみす地域クラブ参加者の意見を踏まえつつ、中体連への

Q22. かみす地域クラブに参加をした場合、学校から総体や新人戦に出場することはできますか。

A. できます。4月に登録を行う際に、総体や新人戦にかみす地域クラブと学校のどちらから出場するのかを選択することになります。ただし、4月にかみす地域クラブを選択した場合は、新人戦もかみす地域クラブから出場することになります。

Q23. かみす地域クラブへの登録者が増えることにより、学校部活動としての参加者でチームを組むことができなくなった場合は、学校としての総体や新人戦への参加はどうなりますか。

A. 団体種目(軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール)において単独校における 人数が少なくチームを組むことができない場合には、他校と合同チームを組むことにより大会に 参加することができます。個人戦のある種目(ソフトテニス、卓球、剣道、柔道)については、 団体戦への出場はできませんが、個人戦に出場することができます。

Q24. その他の大会への参加はどうなりますか。

A. 市町村等や各協会、連盟等が主催する大会については、直営型クラブ、自主運営型クラブともかみす地域クラブの団体からの出場を原則とします。ただし、かみす地域クラブの団体から出場できるかは主催者の判断や大会規定によります。そのため神栖市では、鹿行5市に対し、市町村等が主催する大会に団体で出場できるよう理解を求めていきます。

また、生徒の大会出場機会を減らさないために、月1回は学校の部活動からも大会へ出場する ことも可能としています。

Q25. クラブ用として新たにユニフォームを購入する必要はありますか。

A. 令和6年度の活動においては、購入の必要はありません。今まで使用していたユニフォームを ご利用ください。大会等への参加の際には、ユニフォームが揃っていなくても参加ができるよう に大会主催者と交渉していきます。また、統一したユニフォームが必要な場合には、現在学校で 管理しているものをお借りするなど、事務局で調整を図り準備いたします。

【主に生徒の活動に関すること】

Q26. かみす地域クラブへの参加は強制ですか。

A. 強制ではありません。参加は任意です。直営型クラブに参加を希望する生徒は、事務局への登録が必要になります。自主運営型クラブに参加を希望する生徒は、登録の仕方等を団体の代表者の方に確認してください。

Q27. 進学に不利になることはありますか。

A. ありません。かみす地域クラブやその他の地域クラブ等における生徒の活動、活躍したことは 面談等により学校と共有することで調査書に記載されますので、不利になることはありません。

Q28. 波崎在住で神栖地区のクラブに参加することは可能か。

A. 可能です。ただし、基本的には波崎地区の方は波崎地区の団体に、神栖地区の方は神栖地区の 団体に登録していただきたいと思います。自主運営型クラブでの活動を希望する生徒は、通う距 離や運営方針等を鑑みて団体を選んでください。

Q29. 部活動と違う種目のかみす地域クラブへ参加することはできますか。

A. できます。かみす地域クラブと部活動は別の活動ですので、部活動と違う種目を選ぶことができます。また、自主運営型クラブでは、部活動にない種目を選ぶことも可能です。休日の部活動を休止することにより、休日は自分のやりたいことをに合わせた活動を選択できるようになります。

Q30. かみす地域クラブに参加しない生徒は、休日はどうしたらいいですか。

A. かみす地域クラブへの参加は任意です。参加を希望しない生徒については、学習や家族とのふれあい、趣味、地域でのボランティア活動等を行うことが想定されます。参加しない場合は、自由な時間が増えますので、自分のやりたいことを考えて時間を有効に使うことも必要です。

Q31. かみす地域クラブに入会する時期に制限はありますか。

A. 直営型クラブは入会の時期に制限はありません。ただし、保険加入の必要があるため、前月20日(令和6年9月からの活動については23日)までにご連絡ください。自主運営型クラブは、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q32. 県立中学校や私立中学校に通学している生徒も参加することができますか。

A. 参加することは可能です。直営型クラブでは、県立中学校や私立中学校へ通学している生徒は、 各学校の設置者が定める部活動地域移行の方針に則る必要があります。神栖市立中学校の生徒が かみす地域クラブへ参加することが基本となりますが、市内在住であれば、必要な手続きを踏む ことで参加が可能となります。自主運営型のクラブについては、団体によって違いがありますの で、団体の代表者の方に確認してください。

Q33. かみす地域クラブでは小学生や高校生も参加することができますか。

A. 直営型クラブでは、中学生の活動機会の確保を主な目的としているため、小学生や高校生の参加は想定していません。今後は様々な年代の人が一緒に活動できるような体制作りに努めて参ります。体験会やイベント開催には参加いただけます。自主運営型クラブでは、団体によって方針に違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

【主に指導者に関すること】

Q34. かみす地域クラブの指導者として活動したいのですが、どうすればよいですか。

A. 直営型クラブでの指導を希望する場合は、神栖市ホームページから指導者登録をしていただきます。登録した方の中から希望日時、希望場所等を鑑みて事務局が派遣します。自主運営型クラブでの指導を希望する場合は、団体の代表者の方に相談してください。

Q35. かみす地域クラブの指導者は、どのような方ですか。

A. 直営型クラブの指導者は、事務局から派遣します。主に神栖市内の地域の方々や兼職兼業の申請をした教職員です。自主運営型のクラブの指導者は団体の方々が選んだ指導者となります。 どちらの指導者も、事務局等が用意した研修を受けてから指導に従事します。

Q36. かみす地域クラブで指導者として従事するために、資格は必要ですか。

A. 現時点では必要としていません。特に補助的な立場の指導者には、安全面の確保を主な目的として複数指導者の配置を想定しておりますので、子供たちの活動環境の整備のためにご協力いただける方は、ぜひ指導者登録へのご協力をお願いいたします。しかし、メインの指導者には、専門的な知見や指導スキルが求められる場合があります。また、大会によっては指導資格や審判資格がないと出場できない場合があります。大会出場を視野に入れる団体の指導者には、指導資格や審判資格を取得することが求められることもあります。

Q37. 指導者への報酬はありますか。

A. あります。直営型クラブは、1時間当たり1,500円(原則1回3時間の指導)、交通費1,000円です。自主運営型クラブは団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q38. 教員もかみす地域クラブの指導者として従事することはできますか。

A. 教員の立場としては指導者として従事することができません。ただし、学校長の許可を得て、 兼職兼業の申請書を教育長宛に提出することにより、クラブの指導者として参加することが可能 です。クラブの指導者として参加するには、時間外在校等時間と団体での活動時間が、単月 100 時間、複数月平均 80 時間を超えないこと、かみす地域クラブと学校の活動が重なった場合には、 学校の活動を優先すること等いくつかの条件があります。

Q39. かみす地域クラブは何人で指導を行いますか。

A. 直営型クラブは、1団体2人で指導することを想定しています。1団体40人を超える生徒が参加する場合は、指導者を増やしたり、チームを分けたりして活動することを想定しています。自主運営型のクラブでは、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q40. かみす地域クラブで指導者として従事する場合、保険への加入は必要ですか。

A. 直営型クラブでは、団体の指導者として派遣する指導者に対して、一括して保険へ加入します。 自主運営型クラブの指導者も必ず保険へ加入することとしています。

Q41. 現在、部活動指導員または外部指導者(外部コーチ)として従事している場合、令和6年9月以降、部活動指導員または外部指導者(外部コーチ)としてかみす地域クラブの指導に従事することはできますか。

A. 部活動と地域クラブ活動は別なものなので、部活動指導員または外部指導者(外部コーチ)の 立場としてかみす地域クラブの指導に従事することはできません。ただし、平日は部活動指導員 または外部指導者(外部コーチ)として部活動の指導に従事し、休日はかみす地域クラブの指導 員として従事することは可能です。

【その他】

Q42. かみす地域クラブへ移行する目的は何ですか。

A. 持続可能なスポーツ・文化芸術活動等の充実が大きな目的です。少子化が進み、学校単独では活動が成り立たない部活動が多くなってきました。また、休日等の活動に関するニーズも多様化しており、生徒一人一人のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動等を充実させていくためには、学校単独ではなく、地域のスポーツ・文化芸術活動等として実施しないと対応ができないことがあげられます。また、教職員の働き方改革も目的のひとつです。部活動指導が負担と感じている教員は多くいます。文部科学省からは、部活動は学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として位置づけられています。これらのことから、部活動を地域でのスポーツ・文化芸術活動へ移行することが求められています。

Q43. なぜ今の時期に地域移行を行うのですか。

A. 県では令和7年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員をゼロにすることを掲げております。今後の子供たちのスポーツ・文化芸術活動の持続可能な体制を作るには、部活動が教員の手から完全に離れる前に、活動の主体を段階的に教員から地域の指導者へと移行していく必要があります。今年度は、かみす地域クラブの立ち上げのために多くの先生方の協力を得ながら進めることになりますが、今後はより多くの地域の方々の参加を促していくことにより、よりよい体制作りに努めてまいります。

Q44. かみす地域クラブはいつまで続きますか。

A. 令和6年9月から始まり、継続して活動していく予定です。現在は休日の活動だけですが、将来的には平日の部活動もかみす地域クラブへ移行していきます。

Q45. 今後の学校部活動はどうなりますか。

A. 学校部活動は原則平日のみの活動になります。休日は大会参加の機会を確保するため、かみす 地域クラブでの大会参加が困難な場合、月1回の大会参加のみ学校部活動としての参加が可能で す。かみす地域クラブ設立後、平日のみの活動を行う生徒もいることが想定されるため、今後の 選手登録の仕方によりますが、学校からも総体や新人戦に出場することが可能です。ただし、こ れまで以上に生徒の自主的・自発的な活動として、勝利至上主義に陥らず、将来にわたるスポー ツ・文化芸術活動の入り口となる活動へとシフトしていきます。

Q46. かみす地域クラブに移行することのメリット、デメリットはどのようなことですか。

A. メリットとして考えられることは、生徒一人一人のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動等が実施されることや専門的な指導が受けられることがあります。また、他校の生徒と交流でき輪が広がることも大きなメリットです。デメリットとして考えられることは、一緒に活動する人数が増えることで、活動の時間が減ってしまったり、送迎等で保護者の負担や協力が今よりも増えたりすること等が想定されます。

<u>Q47.</u> 体罰や暴言等、不適切な指導がないか不安です。不適切な指導があった場合にはどうなりますか。

A. 事務局としては、不適切な指導がないように研修を行っていきますが、不適切な指導と思われる事案が発生した場合には、事務局に設立する相談窓口にご連絡ください。事務局より、直営型の指導者や、自主運営型の団体に調査・指導をします。その後も改善が見られなかったり、繰り返し不適切な指導が行われたりする場合には、指導者や指導団体としての登録を解除することも想定しています。

<u>Q48.</u> 平日の部活動顧問の先生と休日のかみす地域クラブのコーチとの指導方針が違うことはありませんか。

A. 直営型クラブでは、事前に顧問の先生と団体のコーチで話し合いをしてからスタートすることを想定しています。かみす地域クラブが始まったら、アプリを使って練習内容等を共有していきます。自主運営型では、団体によって指導方針が違うので、どのような方針なのかをよく聞いて、団体を選択してください。